

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
4	予防接種に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊勢市は、予防接種に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報の取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

伊勢市長

公表日

令和7年3月27日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	予防接種に関する事務
②事務の内容	予防接種法による予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務 新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務 本事務における特定個人情報ファイルは、①予防接種の実施及び接種記録の管理②予防接種の実費徴収③健康被害救済に係る給付の支給④新型コロナウイルス感染症等対策特別措置法による予防接種の実施の事務に使用する。 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 次の「2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」中、システム1、システム4については、ガバメントクラウド上の標準準拠システムを利用する。
③対象人数	＜選択肢＞ [10万人以上30万人未満] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

システム1

①システムの名称	健康管理システム	
②システムの機能	・接種データを登録、修正する機能 ・接種名簿などの帳票を出力する機能 ・各種集計表を出力する機能	
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 宛名システム等 ☐ その他（	☐ 庁内連携システム ☒ 既存住民基本台帳システム ☐ 税務システム)

システム2

①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	1. 符号管理機能 情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」と、情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 2. 情報照会機能 情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 3. 情報提供機能 情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。
③他のシステムとの接続	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 庁内連携システム [☐] 住民基本台帳ネットワークシステム [☐] 既存住民基本台帳システム [☐] 宛名システム等 [☐] 税務システム [☐] その他 ()

システム3

①システムの名称	団体内統合利用番号連携サーバー
②システムの機能	団体内統合利用番号と既存業務システムの宛名番号との紐付けを行い、既存業務システムと中間サーバーとの間で特定個人情報の連携を行う。

③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☐ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☐ 税務システム ☒ その他 (中間サーバー)
システム4	
①システムの名称	宛名管理システム
②システムの機能	住民、住登外者、共有者、事業所などの宛名情報を管理する。 住登外者などの宛名情報を登録、更新する。
③他のシステムとの接続	☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ 庁内連携システム ☐ 住民基本台帳ネットワークシステム ☒ 既存住民基本台帳システム ☒ 宛名システム等 ☒ 税務システム ☒ その他 (国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療など各業務システム)

3. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表 14項、126項 ・伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第3条第1項から第3項まで
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (1) 情報照会の根拠 第25、27、28、29、153の項 (2) 情報提供の根拠 第25、26、28、153、154の項
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部健康課
②所属長の役職名	健康課長
7. 他の評価実施機関	

Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	システム用ファイル ☐ システム用ファイル ☐ その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	10万人以上100万人未満 ☐ 1万人未満 ☐ 1万人以上10万人未満 ☐ 10万人以上100万人未満 ☐ 100万人以上1,000万人未満 ☐ 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	住民基本台帳に登録のある予防接種対象者
その必要性	個人を正確に特定し、対象者の情報を一元的に管理する必要があるため。
④記録される項目	10項目以上50項目未満 ☐ 10項目未満 ☐ 10項目以上50項目未満 ☐ 50項目以上100項目未満 ☐ 100項目以上
主な記録項目 ※	・識別情報 ☐ 個人番号 ☐ 個人番号対応符号 ☐ その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 ☐ 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) ☐ 連絡先(電話番号等) ☐ その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ☐ 国税関係情報 ☐ 地方税関係情報 ☐ 健康・医療関係情報 ☐ 医療保険関係情報 ☐ 児童福祉・子育て関係情報 ☐ 障害者福祉関係情報 ☐ 生活保護・社会福祉関係情報 ☐ 介護・高齢者福祉関係情報 ☐ 雇用・労働関係情報 ☐ 年金関係情報 ☐ 学校・教育関係情報 ☐ 災害関係情報 ☐ その他 ()
その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報:本人及び世帯情報の確認に必要 ・その他識別番号:個人番号との突合に必要
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	健康福祉部健康課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		☒ 本人又は本人の代理人 ☒ 評価実施機関内の他部署 () ☐ 行政機関・独立行政法人等 () ☒ 地方公共団体・地方独立行政法人 () ☐ 民間事業者 () ☐ その他 ()
②入手方法		☒ 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ ☐ 電子メール [] 専用線 ☒ 庁内連携システム ☐ 情報提供ネットワークシステム ☐ その他 ()
③使用目的 ※		接種対象者の確認及び接種記録の管理・保管のため。
④使用の主体	使用部署	健康福祉部健康課
	使用者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
⑤使用方法		・予防接種の実施(対象者の把握) ・接種記録の管理、保管(入力、照会)
	情報の突合	・宛名管理システム内の宛名情報と突合し、接種対象者であることを確認する。
⑥使用開始日		平成28年1月1日
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件
委託事項1		システム運用保守業務委託
①委託内容		システムの運用保守
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上
③委託先名		株式会社 松阪電子計算センター
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[☐] 提供を行っている (2) 件 [☐] 移転を行っている () 件 [☐] 行っていない
提供先1	市町村長
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第25、27、28、153の項
②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施に関する事務 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
③提供する情報	予防接種法による予防接種の実施に関する情報 新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する情報
④提供する情報の対象となる 本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. 基本情報③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	照会の都度
提供先2	都道府県知事
①法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第26、153の項
②提供先における用途	予防接種法による予防接種の実施に関する事務 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務
③提供する情報	予防接種法による予防接種の実施に関する情報 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務
④提供する情報の対象となる 本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	「2. 基本情報③対象となる本人の範囲」と同じ
⑥提供方法	[☐] 情報提供ネットワークシステム [☐] 電子メール [☐] フラッシュメモリ [☐] その他 () [☐] 専用線 [☐] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [☐] 紙
⑦時期・頻度	照会の都度

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	本市が契約するクラウドサービスを利用している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用 ・データセンターとは専用線にて接続 ・データセンター内のサーバ室(入退室管理有)内に設置されたサーバ内の、論理的に区分された本市用の領域にデータを保管 ・サーバへのアクセスは、管理者に認められたユーザのみ可能であり、IDと整体認証が必要 ・サーバ室は、火災、水害、温度等の影響を可能な限り排除する設備を有している。 ・電源供給が立たれた場合において、無停電電源装置及び自家発電装置を用いて電子計算機の機能を維持できるように担保している。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバ・プラットフォームはデータセンターに設置している。データセンターへの入館、およびサーバ室への入室を行う際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請を行う。 ②特定個人情報は、サーバ室設置された中間サーバのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

宛名情報

1.氏名(かな、漢字)、2.生年月日、3.年齢、4.続柄、5.世帯主、6.性別、7.郵便番号、8.住所、9.宛名番号、10.世帯番号、11..地区

予防接種情報

12.接種名、13.予診フラグ、14.接種日、15.接種日時点年齢、16.市町外接種フラグ、17.集団接種フラグ、18.接種医療機関名、19.予診医師名、20.接種医師名、21.ワクチン業者、22.ワクチン名、23.LotNo、24.接種量、25.施設名、26.未接種理由、27.接種状況、28.請求月、29.請求対象フラグ、30.集計対象フラグ、31.公費実施フラグ

<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種に関する記録項目>

- ・個人番号
- ・宛名番号
- ・自治体コード
- ・接種券番号
- ・属性情報(氏名、生年月日、性別)
- ・接種状況(実施/未実施)
- ・接種回(1回目/2回目/3回目)
- ・接種日
- ・ワクチンメーカー
- ・ロット番号

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
予防接種情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・個人番号カード又は通知カード、身分証明書等を用いて本人確認を厳格に行っている。 ・適切な説明を行うことで、不必要な情報は入手しない。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・個人番号は、利用権限を有する職員に限り参照することができる措置を講じている。 ・業務システムに対して不要なアクセスができないよう利用権限の設定等、適切なアクセス制御対策を実施している。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	・ユーザIDと生体認証(又はパスワード)による認証を行う。 ・人事異動等によりアクセス権限がなくなる場合は、速やかに失効処理を行う。
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[] 委託しない
リスク：委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
規定の内容	特定個人情報を含む全てのデータに対して以下のことを契約書に明記している。 ・個人情報の保護の重要性を認識し、事務の実施にあたっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取り扱いを適正に行わなければならない。 ・従事者等に対して、在職中及び退職後において、事務に関して知り得た情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他、個人情報の保護に関し必要な事項及び個人情報の保護に関する法律においては罰則の適用があることを周知するものとする。 ・従事者等に対して、個人情報保護に関する認識を高めるための研修を年に一回（従事者等に変更があった場合はその都度）行わなければならない。 ・業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的を達成するために必要な範囲で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。 ・業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は損傷の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。 ・業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。 ・業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。 ・個人情報の授受、複写・複製、返還、廃棄を行うときは、定める様式に記録し、承認を受けなければならない。 ・事故が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うものとする。 ・業務の遂行にあたり取り扱っている個人情報の状況について、実地に調査することができる。	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない	
具体的な方法	許可のない再委託は禁止している。再委託先においても、一次委託先と同様の措置を義務付ける。	
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。		
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[] 提供・移転しない
リスク：不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・番号法第19条（特定個人情報の提供の制限）の各規定に基づき厳格な運用を行う。	
その他の措置の内容		

リスクへの対策は十分か	☐ 十分である ☐ 十分である ☐ 十分である
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 ☐ 接続しない(入手) ☐ 接続しない(提供)	
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステム及び中間サーバーでは、番号法別表第2に規定される「情報照会者、情報提供者、事務、特定個人情報の組み合わせを定義した情報」(プレフィックス情報)により、照会、提供の可否を判断し、目的外入手を制御する仕組みとなっている。 情報提供ネットワークを介した情報の連携において、情報提供ネットワークシステム側及び庁内連携サーバーにてログを残しており、定期的にセキュリティ管理者が確認する。 適切な権限を持つ職員のみが、情報提供の求めを行うことが出来るよう、その職員や端末を限定している。
リスクへの対策は十分か	☐ 十分である ☐ 十分である ☐ 十分である
リスク2: 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	中間サーバーへの業務システムからバッチ処理によって情報を登録する際に、いつ、どの処理が、どの特定個人情報を登録したのか、すべて記録される仕組みとなっている。 庁内連携システムでは、番号法及び条例上定められた提供・移転以外は受け付けない仕組みになっている。また、システム上提供が認められなかった場合についても、記録を残している。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可照会リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可照会リスト(※2)に基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 (※1) 情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 (※2) 番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※3) 中間サーバーを利用する職員の認証と職人に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。
リスクへの対策は十分か	☐ 十分である ☐ 十分である ☐ 十分である
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分にしている 3) 十分にしていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
本市が契約するクラウドサービスを利用している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用 ・データセンターとは専用線にて接続 ・データセンター内のサーバ室(入退室管理有)内に設置されたサーバ内の、論理的に区分された本市用の領域にデータを保管 ・サーバへのアクセスは、管理者に認められたユーザのみ可能であり、IDと整体認証が必要 ・サーバ室は、火災、水害、温度等の影響を可能な限り排除する設備を有している。 ・電源供給が立たれた場合において、無停電電源装置及び自家発電装置を用いて電子計算機の機能を維持できるように担保している。 ・端末にはワイヤーロックによる盗難防止を行っている。 ・帳票、電子記録媒体及びフラッシュメモリは、施錠できるロッカーおよび書庫に保管している。 ・共有フォルダは関係所属のみアクセス可能とし、使用済みのファイルは都度削除している。 ・USBポートは常時使用不可としており、使用する必要がある場合には管理者に使用目的を報告して使用許可を得ている。 現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。		
8. 監査		
実施の有無	☒ 自己点検 ☐ 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分にしている]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分にしている 3) 十分にっていない
具体的な方法	・職員に対しては、新規担当者を中心に年1回特定個人情報にかかる安全管理研修会を実施しており、未受講者に対しては、所属の他の参加者による説明や研修資料の提供によりフォローアップを行う。 ・e-ラーニングや庁外で研修会を活用し、教育と啓発に努めている。 ・委託業者に対して、個人情報保護に関する研修を義務付ける。 ・違反を行ったものに対しては指導を行い、程度によっては懲戒の対象となりうる。 <中間サーバープラットフォームにおける措置> IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	
10. その他のリスク対策		
・特定個人情報を取り扱う事務に関しては、担当者の指定を各所属で実施し、また事務のフロー図を作成している。 ・取扱規程に、漏洩等があった場合の報告方法を規定してる。 現時点で認識できない課題については、定期的な見直しが必要である。		

Ⅳ 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	〒516-8601 三重県伊勢市岩淵1丁目7番29号 総務部総務課 電話:0596-21-5521
②請求方法	指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	〒516-0072 三重県伊勢市宮後1丁目1番35号 健康福祉部健康課 電話:0596-27-2435
②対応方法	対応について記録を残す。対応策や再発防止策について協議を行う。

Ⅴ 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年3月27日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取 【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検 【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月27日	I 基本情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書 の交付を行う。	左記を削除、下記を追加 次の「2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム」中、システム1、システム4については、ガバメントクラウド上の標準準拠システムを利用する。	事後	
令和7年3月27日	I 基本情報 2..特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5	システム5	削除	事後	
令和7年3月27日	I 基本情報 4.個人番号利用 法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一 10項、93の2の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第10条、第67条の2 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) ・伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号 の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第3条第1項から第3項まで	・番号法第9条第1項 別表 14項、126項 ・伊勢市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 第3条第1項から第3項まで	事後	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月27日	I 基本情報 5.情報連携ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8項 別表第二 (1)情報照会の根拠 第16の2、17、18、19、115の2の項 (2)情報提供の根拠 第16の2、16の3、115の2の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 (1)情報照会の根拠 第12条の2、12条の3、13条、13条の2、59条の2 (2)情報提供の根拠 第12条の2、12条の2の2、59条の2	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 (1)情報照会の根拠 第25、27、28、29、153の項 (2)情報提供の根拠 第25、26、28、153、154の項	事後	
令和7年3月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	その他 ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能を含む。)、コンビニエンスストア等のキオスク端末及び証明書交付センターシステム	削除	事後	
令和7年3月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務〉 ・当市への転入者について、転出元市区町村へ接種記録を照会するとともに、接種券の発行のために特定個人情報を使用する。 ・当市からの転出者について、転出先市区町村へ当市での接種記録を提供するために特定個人情報を使用する。 ・新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付の際、接種記録を照会するために特定個人情報を使用する。	削除	事後	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法 情報の突合	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務> 当市からの転出者について、当市での接種記録を転出先市区町村に提供するために、他市区町村から個人番号を入手し、当市の接種記録と突合する。	削除	事後	
令和7年3月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2		削除	事後	
令和7年3月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 提供先1 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第16の2、115の2の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第25、27、28、153の項	事後	
令和7年3月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転 (委託に伴うものを除く) 提供先2 ①法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 第16の3の項	番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 第26、153の項	事後	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要 6.特定個人情報の保管・消去保管場所	電子錠にて入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管している。部屋への入室は管理者の許可を受けなければ、入室できない。サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証を行い、操作資格者を限定している。 ＜ワクチン接種記録システムにおける追加措置＞ ワクチン接種記録システムは、特定個人情報の適切な取扱いに関するガイドライン、政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群に準拠した開発・運用がされており、情報セキュリティの国際規格を取得している。クラウドサービスを利用している。なお、以下のとおりセキュリティ対策を講じている。 ・論理的に区分された当市区町村の領域にデータを保管する。 ・当該領域のデータは、暗号化処理をする。 ・個人番号が含まれる領域はインターネットからアクセスできないように制御している。 ・国、都道府県からは特定個人情報にアクセスできないように制御している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用している。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能) 電子交付アプリ及び同アプリの利用端末には、申請情報を記録しないこととしている。 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書コンビニ交付) 証明書交付センターシステム及びキオスク端末には、申請情報・証明書データを記録しないこととしている。	左記を削除し、下記を追加 本市が契約するクラウドサービスを利用している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用 ・データセンターとは専用線にて接続 ・データセンター内のサーバ室(入退室管理有)内に設置されたサーバ内の、論理的に区分された本市用の領域にデータを保管 ・サーバへのアクセスは、管理者に認められたユーザのみ可能であり、IDと整体認証が必要 ・サーバ室は、火災、水害、温度等の影響を可能な限り排除する設備を有している。 ・電源供給が立たれた場合において、無停電電源装置及び自家発電装置を用いて電子計算機の機能を維持できるように担保している。	事後	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 7.備考	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・自機関の領域に保管されたデータのみ、ワクチン接種記録システムを用いて消去することができる。 ・自機関の領域に保管されたデータは、他機関から消去できない。 ※クラウドサービスは、IaaSを利用し、クラウドサービス事業者からはデータにアクセスできないため、消去することができない。	削除	事後	
令和7年3月27日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの 概要 (別添1)ファイル記録項目	・ワクチン種類(※) ・製品名(※) ・旅券関係情報(旧姓・別姓・別名、ローマ字氏名、国籍、旅券番号)(※) ・証明書ID(※) ・証明書発行年月日(※) ※ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付に必要な場合のみ	削除	事後	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月27日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報連携ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスクに対する措置の内容	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置>①～④ ① 転入者本人からの個人番号の入手 ② 他市区町村からの個人番号の入手 ③ 転出元市区町村からの接種記録の入手 ④ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付申請者からの個人番号の入手 (新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能、コンビニ交付) 交付申請には、個人番号カードのICチップ読み取り(券面事項入力補助AP)と暗証番号入力(券面事項入力補助APの暗証番号)による二要素認証を必須とすることで、対象者以外の情報の入手を防止する。	削除	事後	
令和7年3月27日	Ⅲ リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報連携ネットワークシステムを通じた入手を除く。) 特定個人情報の入手(情報連携ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置>に係る記載	削除	事後	
令和7年3月27日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスクに対する措置の内容	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> ・接種会場等では、接種券番号の読取端末(タブレット端末)からインターネット経由でワクチン接種記録システムに接続できるが、個人番号にはアクセスできないように制御している。	削除	事後	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月27日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> 権限のない者によって不正に使用されないよう、以下の対策を講じている。 ・ワクチン接種記録システムにおける特定個人情報へのアクセスは、LG-WAN端末による操作に限り ・可能になるように制御している。 ・LG-WAN端末は、限定された者しかログインできる権限を保持しない。 ・ワクチン接種記録システムにおけるログイン認証は、ユーザID/パスワードにて行う。 ・ワクチン接種記録システムへのログイン用のユーザIDは、国に対してユーザ登録を事前申請した者	削除	事後	
令和7年3月27日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 その他の措置の内容	<ワクチン接種記録システムにおける追加措置> システム上の操作のログを取得しており、操作ログを確認できる。	削除	事後	
令和7年3月27日	Ⅲ リスク対策 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	<新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置> ①～③	削除	事後	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月27日	Ⅲ リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 その他の措置の内容	〈新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置〉 当市、国、当該システムの運用保守事業者の三者の関係を規定した「ワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項(規約)」に同意することにより、当該確認事項に基づき、ワクチン接種記録システム(VRS)(新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能及びコンビニ交付関連機能を含む。)に係る特定個人情報の取扱いを当該システムの運用保守事業者に委託することとする。なお、次の内容については、当該確認事項に規定されている。 ・ 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 ・ 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 ・ 特定個人情報の提供ルール/消去ルール ・ 委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定 ・ 再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 ・ 新型コロナウイルス感染症予防接種証明書電子交付機能において、申請者本人から特定個人情報の提供を受ける際の入手に係る保護措置	削除	事後	
令和7年3月27日	Ⅲ リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスクに対する措置の内容	情報提供ネットワークシステム及び中間サーバーでは、番号法別表第2に規定される「情報照会者、情報提供者、事務、特定個人情報の組み合わせを定義した情報」(プレフィックス情報)により、照会、提供の可否を判断し、目的外入手を制御する仕組みとなっている。	情報提供ネットワークシステム及び中間サーバーでは、番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表に規定される「情報照会者、情報提供者、事務、特定個人情報の組み合わせを定義した情報」(プレフィックス情報)により、照会、提供の可否を判断し、目的外入手を制御する仕組みとなっている。	事後	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月27日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	<ワクチン接種記録システムにおける措置> 【物理的対策】 【技術的対策】	削除	事後	
令和7年3月27日	Ⅲ リスク対策 7. 特定個人情報の漏えい 特定個人情報の保管・消去に おけるその他のリスクおよび そのリスクに対する措置	・電子計算機は電子錠により入室管理がされているサーバ室に設置している。 ・サーバ室へ入退室は許可を受けた者しか認められておらず、適切に管理している。 ・サーバ室は、火災、水害、温度等の影響を可能な限り排除する設備を有している。 ・サーバ室の電源供給が断たれた場合においても、無停電電源装置および自家発電装置を用いて電子計算機の機能を維持できるよう担保している。 ・端末にはワイヤーロックによる盗難防止を行っている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。	本市が契約するクラウドサービスを利用している。 ・日本国内にデータセンターが存在するクラウドサービスを利用 ・データセンターとは専用線にて接続 ・データセンター内のサーバ室（入退室管理有）内に設置されたサーバ内の、論理的に区分された本市用の領域にデータを保管 ・サーバへのアクセスは、管理者に認められたユーザのみ可能であり、IDと整体認証が必要 ・サーバ室は、火災、水害、温度等の影響を可能な限り排除する設備を有している。 ・電源供給が立たれた場合において、無停電電源装置及び自家発電装置を用いて電子計算機の機能を維持できるように担保している。 ・端末にはワイヤーロックによる盗難防止を行っている。 ・帳票、電子記録媒体及びフラッシュメモリは、施錠できるロッカーおよび書庫に保管している。 ・共有フォルダは関係所属のみアクセス可能とし、使用済みのファイルは都度削除している。 ・USBポートは常時使用不可としており、使用する必要がある場合には管理者に使用目的を報告して使用許可を得ている。 現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要。	事後	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年3月27日	Ⅲ リスク対策 8 監査 実施の有無	[] 内部監査	[○] 内部監査	事後	
令和7年3月27日	Ⅲ リスク対策 9. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ デジタル庁(旧内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に職員等の当該システムの利用を管理し、必要な指導をする。	削除	事後	
令和7年3月27日	Ⅲ リスク対策 10. その他リスク対策	現時点で認識できない課題については定期的な見直しが必要 ＜新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務における追加措置＞ デジタル庁(内閣官房情報通信技術(IT)総合戦略室)から発出された「新型コロナウイルスワクチン接種記録システムの利用にあたっての確認事項」に同意のうえ、第7条(情報到達の責任分界点)、第8条(通信経路の責任分界点)、第9条(市区町村の責任)に則し、適切に当該システムを利用し、万が一、障害や情報漏えいが生じた場合、適切な対応をとることができる体制を構築する。	・特定個人情報を取り扱う事務に関しては、担当者の指定を各所属で実施し、また事務のフロー図を作成している。 ・取扱規程に、漏洩等があった場合の報告方法を規定してる。 ・現時点で認識できない課題については、定期的な見直しが必要である。	事後	